

流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 地域の活性化に資するため、住民の相互の交流の拠点として、流山市おおたかの森センターを設置する。

（位置）

第3条 流山市おおたかの森センターの位置は、次のとおりとする。

流山市市野谷621番地の1

（指定管理者による管理）

第4条 市は、流山市おおたかの森センター（以下「センター」という。）の設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。

2 指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）の定めるところによる。

（開館時間）

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第6条 センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

（使用の許可）

第7条 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第8条 指定管理者は、施設等を使用しようとする者が次の各号のいず

れかに該当する場合は、施設等の使用を許可しないものとする。

- (1) センターに併設される学校における学校教育又は学校施設の管理に関し支障があるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) センターの設置の目的に反すると認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、第7条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又はその使用の全部若しくは一部を禁止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条第2項の規定による使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定により、使用の許可を取り消され、又は使用が禁止されたことにより使用者に損失が生じても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

3 市長は、公用又は公益上その他やむを得ない理由があるときは、第7条第1項の許可を取り消すことができる。

(使用期間)

第10条 施設等は、同一使用者が同一施設等を引き続き3日以上使用することはできない。ただし、市長が特に必要と認めるとき、又は施設等の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(模様替え等)

第12条 使用者が、施設等の使用に際し、これを模様替えし、又は設備等を付加しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受け

なければならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、施設等の使用を終了したとき（第9条第1項の規定により施設等の使用の許可の取消し又は使用の禁止があったときを含む。）は、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者が原状に復し、その費用を当該使用者から徴収する。

(損害賠償)

第14条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(利用料金)

第15条 使用者は、別表に定める施設等を使用するときは、当該使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、第7条第1項の規定により許可を受けた使用期日（以下「使用期日」という。）までに支払わなければならない。

3 国又は地方公共団体その他これに類する団体に使用を許可した場合は、前項の規定にかかわらず、別に支払期日を指定することができる。

4 利用料金の額は、別表に定める額（同表に定めるところにより算出した額の合計額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

5 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

6 指定管理者は、規則に定める基準に基づき、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第16条 既に徴収した利用料金は、還付しない。ただし、使用者が次の各号のいずれかに該当するときには、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責めによらない事由により使用できなかったとき。

(2) 第9条第3項の規定により、使用の許可を取り消されたとき。

(3) 使用者が使用期日の7日前までに使用の許可の取消しを申し出た

とき。

(販売行為等の禁止)

第 17 条 センターの施設及びその敷地内においては、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に関する手続は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 指定管理者の指定について地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の議決があったときは、当該指定管理者は、第 7 条の規定による申請及び許可並びに第 15 条に規定する利用料金の納付及び減免その他これらに付随する行為については、当該指定管理者が市長の承認を得て定めるところにより、施行日前においても行うことができる。

別表（第 15 条関係）

おおたかの森センター利用料金表

1 施設利用料金

使用単位 使用区分		午前	午後 1	午後 2	夜間
		午前 9 時から正午まで	正午から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 6 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
ホール	平日	円 2, 466	円 2, 466	円 2, 466	円 2, 466
	休日	円 3, 084	円 3, 084	円 3, 084	円 3, 084
会議室 1		円 615	円 615	円 615	円 615
会議室 2		円 771	円 771	円 771	円 771
会議室 2 を 2 分割					

して使用する場合 の1室	385	385	385	385
-----------------	-----	-----	-----	-----

備考

- 1 使用時間を超過し、又は繰り返して使用する場合の利用料金は、超過又は繰上時間30分につき、この表に定める利用料金（以下「規定利用料金」という。）に6分の1を乗じて得た額を規定利用料金に加えた額とする。
- 2 使用者が1,000円を超える入場料その他これに類する料金を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金（前項の規定が適用される場合は、同項の規定による利用料金とする。）に100分の130を乗じて得た額とする。
- 3 第17条ただし書の規定による市長の許可を受け、物品の販売その他これに類する行為を伴う場合の利用料金は、規定利用料金（第1項の規定が適用される場合は、同項の規定による利用料金とする。）に100分の200を乗じて得た額とする。
- 4 流山市民以外の者が使用する場合の利用料金は、規定利用料金に100分の200を乗じて得た額とする。ただし、前3項の規定のいずれかに該当する場合は、当該規定を適用して得た額の合算額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 5 休日とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいい、平日とは、休日以外の日をいう。

2 附属設備利用料金

品名	単位	区分	利用料金
ポータブルステージ	1台	1回	108円
プロジェクター	1台	1回	216円
スクリーン	1台	1回	108円
マイクフォン	1本	1回	108円

備考

- 1 1回の使用時間は、1施設利用料金の表に定める使用単位を各1回とした時間とする。

2 利用料金については、この表に定めるもののほか、1 施設利用料金の表の備考第1項から第4項までの規定を準用する。ただし、使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の利用料金については、1 施設利用料金の表備考1中「6分の1」とあるのは「5分の1」とする。